

平成 26 年度 横浜市立みなと赤十字病院の 指定管理業務実施状況の点検・評価結果について（概要）

横浜市立みなと赤十字病院は、平成 17 年 4 月の開院当初から日本赤十字社を指定管理者として運営しており、横浜市では毎年、基本協定及び基準書等に基づいて、指定管理業務の遂行状況について点検・評価を実施しています。

1 全体評価 《冊子 1～2 ページ》

- 政策的医療の実施については、救急医療において、引き続き救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急受入数は増加しています。
また、産科・周産期医療においては積極的な分娩の受入れに努め、分娩件数が増加するなど、着実な取組が認められています。
- 指定管理者独自の取組については、がん診療に関して、地域がん診療連携拠点病院として 4 年間の指定更新を受けたほか、5 大がん（胃がん、大腸がん、乳がん、肺がん、肝臓がん）について地域連携クリティカルパスの取組を進め、平成 26 年度からは新たに前立腺がん地域連携パスの運用を開始しました。
- みなと赤十字病院の収支に関しては、前年度と比べて増収減益となったものの黒字を維持しており、引き続き安定した経営が行われていることを確認しています。
- 平成 26 年 12 月 17 日に救急搬送された患者様が、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成 27 年 2 月 20 日に死亡する事案が発生しています。みなと赤十字病院では、医療事故の発生を受け、事故調査委員会を設置して原因を究明するとともに、再発防止に向けた取組を進めています。

2 項目別評価

※【 】は主な実績

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）《冊子 2 ページ》

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 194,773 人（1 日平均 534 人）、外来延べ患者数 281,169 人（1 日平均 1,152 人）の実績をあげました。

【分娩件数：1,071 件（前年比 +113 件）】

(2) 検診に関する取組（基本協定第 14 条）《冊子 3 ページ》

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」については、5,998 件の検診を実施しました。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第 15 条）《冊子 3 ページ》

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【救急車搬送受入患者数：12,701 人（前年比 +1,118 人）】

【救急車受入率：99.6%（前年比 +0.8%）】

(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第16条）《冊子5ページ》

- 地域医療支援病院として、地域医療機関との役割分担の推進や医療連携、医療機器の共同利用を実施したほか、市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」を継続開催しています。
- 平成26年12月17日に総胆管結石による胆管炎、膵炎で救急搬送された患者様が、内視鏡処置後に心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま死亡する事案が発生しました。この件に関して事故調査委員会を設置し、原因究明と再発防止に向けた取組を検討してきました。

その結果、内視鏡処置の適応や手技には問題はなかったものの、処置中の患者に対する観察や診療科内での連携が十分でなかったことが明らかになりました。

そのため、再発防止策として、重篤な状態の患者に対する体制や検査・処置中の全身状態モニター機器の整備、予期しない事態が起こった場合の当直医への報告体制や教育体制構築の必要性が求められました。

これらのことを踏まえ、指定管理業務の基準書に定める

- ① 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門ごとに作成すること
- ② 患者の診療、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること

の2項目については、26年度の時点では、「実施しているが基準を満たしていない（+△）」と評価しました。

なお、その後、2項目については、これまでの部門ごとのマニュアルに加えて、新たに内視鏡重症症例マニュアルを整備し、重篤な状態の患者に対する内視鏡処置に関する体制整備や研修が実施され、改善されていることを確認しています。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第17条）《冊子6ページ》

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

(6) 施設、設備等の維持管理、管理の原則及び施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組（基本協定第18条、19条、20条）《冊子6ページ》

必要な有資格者を配置するなど、施設等の維持管理が適正に行われています。また、改良・改修工事の実施に当たっては、本市との協議・承認を得て実施しました。

(7) 物品の移設及び物品の管理に関する取組（基本協定第21条、22条）《冊子7ページ》

引き続き、適正な管理がなされています。

(8) 目的外使用に関する取組（基本協定第23条）《冊子7ページ》

横浜市病院経営局公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

(9) 受託研究に関する取組（基本協定第24条）《冊子7ページ》

治験審査委員会や臨床試験管理センターを設置して、適正に取り組んでいます。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第25条）《冊子7ページ》

引き続き、院内学級の運営に協力しています。

3 点検・評価の結果

点検・評価項目数	「○」とした数	「+△」とした数
129	127	2

【実施状況の凡例】○：実施、+△：実施しているが基準を満たしていない、-△：実施に向けた準備中、×：未実施、-：該当なし

横浜市立みなと赤十字病院の
指定管理業務実施状況についての振返り

平成 27 年 12 月

横浜市医療局病院経営本部

目 次

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振返り

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	2
(1) 診療（基本協定第 13 条）	2
(2) 検診（基本協定第 14 条）	3
(3) 政策的医療（基本協定第 15 条）	3
ア 24 時間 365 日の救急医療	
イ 小児救急医療	
ウ 二次救急医療	
エ 周産期救急医療	
オ 精神科救急医療	
エ 精神科合併症医療	
カ 緩和ケア医療	
キ アレルギー疾患医療	
ク 障害児者合併症医療	
ケ 災害時医療	
コ 市民の健康危機への対応	
(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割（基本協定第 16 条）	5
(5) 利用料金（基本協定第 17 条）	6
(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）	6
管理の原則（基本協定第 19 条）	
施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）	
(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）	7
(8) 目的外使用（基本協定第 23 条）	7
(9) 受託研究（基本協定第 24 条）	7
(10) 院内学級（基本協定第 25 条）	7
< 資 料 >	
資料 横浜市立みなと赤十字病院	
平成 26 年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表	8
< 参 考 >	
参考 平成 26 年度決算概要	20

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

平成 26 年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果

1 全体評価

横浜市立みなと赤十字病院は、平成 17 年 4 月の開院当初から日本赤十字社を指定管理者として運営しており、横浜市では毎年、基本協定及び基準書等に基づいて、指定管理業務の遂行状況について点検・評価を実施しています。

みなと赤十字病院は平成 27 年 4 月に開院 10 周年を迎えました。開院以来、日本赤十字社により安定的に経営され、市立病院のひとつとして急性期医療や政策的医療を積極的に担ってきました。

また、「がんセンター」によるがん診療体制の充実、地域医療機関との連携・支援の促進、臨床研修や医療従事者の育成への注力など、指定管理者独自に医療の質の向上に努めています。

業務の実施状況に関しては、政策的医療の実施について、救急医療においては、引き続き救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入率はさらに上昇しています。

また、産科・周産期医療においては積極的な分娩の受入に努め、分娩件数が増加するなど、着実な取り組みが認められています。

指定管理者独自の取り組みについては、がん診療に関して、地域がん診療連携拠点病院の指定にかかる国の新たな指定要件を充足し、4 年間の指定更新を受けたほか、横浜市南部、西部医療圏等の 11 病院による横浜市（南）がん病連携会を設置し、医療ネットワークの構築とがん医療の標準化、医療従事者の育成に努めてきました。さらに、5 大がんパスの地域連携クリティカルパス（胃がん、大腸がん、乳がん、肺がん、肝臓がん、）の取り組みを進め、平成 26 年度は新たに前立腺がん地域連携パスの運用を開始しています。

経営面においては、前年度と比べて増収減益となったものの黒字を維持しており、引き続き安定した経営が行われていることを確認しています。

平成 26 年 12 月 17 日、みなと赤十字病院に救急搬送された患者様が、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成 27 年 2 月 20 日に死亡するという事案が起きました。

病院では、事故調査委員会を設置し、原因を分析するとともに、再発防止に向けた対策をとりまとめ、平成 27 年 9 月 25 日に公表しています。

事故調査委員会では、医療行為の適応、手技には問題を認めないものの、処置後の出血に対する慎重な確認を行うことが望ましかったなどの指摘がなされ、病院において改善に取り組んでいるところです。

このことで、みなと赤十字病院における 26 年度の業務実施状況の点検・評価にあたっては、医療事故の発生に対する対応等をさらに精査する必要が生じました。

平成 27 年 8 月 17 日に開催された横浜市立病院経営評価委員会において、26 年度のみなと赤十字病院における業務実施状況の点検・評価を行いました。事故調査委員会による事故調査の結果報告が平成 27 年 8 月 31 日に横浜市に提出されたことを受け、このたび、改めて再発防止の取組を含め、医療安全管理体制について確認を要することとなり、26 年度の実施状況について点検・評価を行いました。

その結果、平成 26 年度については、129 項目の点検・評価項目のうち、医療における安全管理に関する 2 項目について、26 年度の時点では「実施しているが、基準を満たしていない（＋△）」としました。また、その後は改善されていることを確認しています。

今回、患者の死亡事故が発生したことは非常に遺憾であり、改めて真摯な反省と、再発防止に向けた徹底的な取組が求められており、市としても改善状況の確認を継続していきます。

その上で、今後も、市立病院が、相互に積極的な連携を図る体制を強化していくことで、地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割を果たし、市立病院のプレゼンスを発揮することができるよう、また今後の地域医療構想の具体化など社会情勢に適切に対応できるよう、取組を進めていくこととします。

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 194,773 人（1 日平均 534 人）、外来延べ患者数 281,169 人（1 日平均 1,152 人）の実績をあげました。

【主な取組状況】

- 地域がん診療連携病院の指定について、国の新たな指定要件に基づき、スタッフ、機器、がん診療機能の充実を図り、4 年間の指定更新を受けました。
- 地域がん診療連携拠点病院として高度な医療機能を発揮するため、内視鏡下手術用の医療ロボットの運用を推進するとともに、新たながんリハビリテーション、がん看護師・心理士外来、苦痛のスクリーニングの運用を開始しました。
- 地域周産期母子医療センターの指定病院として、分娩室の増設、助産師外来や院内助産などの従来からの取組をもとに、積極的な分娩の受入れに取り組み、分娩件数が増加しました。
【分娩件数：1,071 件（前年比 +113 件）】
- 外来診療体制について、最初から専門科の診療が受けられるよう 36 科による診療を行うとともに、医療需要に応じた専門外来にも取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 13 条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(2) 検診に関する取組（基本協定第14条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」については、5,998件でした。

【評価】

基本協定第14条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第15条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【主な取組状況】

○24時間365日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、そのうち、救急車搬送による受入患者数は全国トップクラスであり、前年度を上回る実績がありました。

【救急患者数：23,913人（前年比 +769人）】

【救急車搬送受入患者数：12,701人（前年比 +1,118人）】

【救急車受入率：99.6%（前年比 +0.8%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として24時間365日の二次小児救急医療を提供しました。

【小児救急受入患者数：3,369人（前年比 ▲174人）】

○周産期救急医療

平成18年4月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成24年7月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っています。

【周産期救急受入患者数：23人（前年比 +4人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4縣市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施しました。

【受入患者数：39人（前年比 ▲14人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れました。

【受入患者数：66人（前年比▲13人）】

○緩和ケア医療

緩和ケアの専門医師と専任の看護師等による緩和ケアプログラムに基づく診療を提供しました。また、一般病棟で緩和ケアを必要とするがん患者に、がん性疼痛を中心とした症状コントロールと精神的な支援を提供しました。

【入院患者実人数：231人（前年比 +7人）】

【緩和ケアチームへの依頼件数：106件（前年比▲42件）】

○アレルギー疾患医療

小児科や皮膚科領域のアレルギー疾患について、アレルギーセンターに集約し治療水準を向上させるとともに、呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7科）が連携して横断的な診療を提供しました。また、7診療科合同カンファレンスを延べ12回実施しました。

保育所、幼稚園、学校などの職員等を対象とした食物アレルギーに関する研修会・講演会を延べ46回行いました。

【外来患者延べ人数：4,909人（前年比 +374人）】

【食物アレルギーに関する講演会・研修会：46回（前年比 +25回）】

【学会発表：25件（前年比 +4件）】

【新薬開発治験：10件（前年比 +4件）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムの協力病院として、患者の受け入れを行いました。

また、地域で暮らす障害児者への理解を深めるため、地域活動ホームでの院外研修を実施しました。

【入院患者延べ人数：260人（前年比 +137人）】

【入院患者実人数：12人（前年比 3+人）】

○災害時医療

九都県市合同防災訓練では、横浜市と川崎市の2会場に救護班を同時派遣して訓練に取り組みました。その他、第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づき、船舶事故を想定し、ヘリコプターによる救護班の搬送訓練を実施しました。

平成26年度の新たな取組として、災害時の情報伝達を確実にを行うため、無線や衛星電話の通信訓練を事務部内で月ごとに対象となる課を変えて実施しました。

【評価】

基本協定第15条に基づく政策的医療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

救急医療では救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入率も99.6%となっているなど、継続して成果をあげています。アレルギー疾患医療については、アレルギー科が中心となり7診療科を横断した診療を行うとともに、食物アレルギー等に関する研修会の開催などの取組に努めています。

(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第16条）

平成26年12月17日に救急搬送された患者様が、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成27年2月20日に死亡する事案が発生しています。

みなと赤十字病院では、医療事故の発生を受け、事故調査委員会を設けて原因を究明するとともに、再発防止に向けた取組を進めています。

このことを踏まえ、

- ① 「安全管理マニュアル及び業務手順書を部門ごとに作成すること」
- ② 「患者の診療（看護、検査及び投薬を含む）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。」

の2項目について、事故調査委員会の結論を踏まえた取組として、内視鏡処置に関しては、これまでのマニュアルに加えて、「内視鏡重症症例マニュアル」を新たに整備すること、また、これまで行ってきた安全管理研修の体制に加えて、内視鏡処置に関する教育体制を構築することから、26年度の取組としては、「実施しているが基準を満たしていない（+△）」と判断しました。

【主な取組状況】

○医療事故の発生を受け、事故調査委員会を設置しました。調査委員会では、外部委員を含め、客観的に事故の原因究明を行い、再発防止策を検討しました。

《参考》医療事故報告書（平成27年8月31日）より、再発防止策の内容

① 重篤な状態の患者に対する体制

重症患者の内視鏡処置を行う場合は、患者から目を離さず全身状態を把握する必要がある。具体的には、手術室における麻酔医のような患者の病状を、責任をもって監視する要員を必ず配置する。

② 検査・処置中の全身状態モニター機器の整備

内視鏡室の患者監視モニターを充実させ、常に患者の状態を連続的に記録できる体制を整備する。具体的には、みなと赤十字病院の手術室の麻酔記録のように自動的にモニターの数値が電子カルテに載るシステムを内視鏡室に導入し、自動的にバイタル（血圧、脈拍数などの数値）が記録されるようにする。

③ 予期しない事態が起こった場合の当直医への報告体制

内視鏡処置で予期しない事態が起こった場合には、上級医が確認した上で判断し、その状況と判断を当直医に報告する体制を構築する。

④ 教育体制の構築

安全な医療を実践するため、内視鏡室に関係する全職種に対して内視鏡処置の動画記録を用いた教育体制を構築する。処置内容に対応した術中管理や全身管理についての教育も実施する。

○地域医療支援病院として、登録医をはじめとする地域医療機関との役割分担、医療連携や医療機器の共同利用を実施しました。

【紹介率：77.5%、逆紹介率：61.2%】

【紹介患者数：18,212人（前年比+529人）、逆紹介患者数：14,373件（前年比▲257人）】

【共同利用件数：1,809件（前年比▲137件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」や、4区医師会（中区・磯子区・南区・西区）・みなと赤十字病院合同研究会などを開催しました。また、市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」を開催しました。

【みなとセミナー：19回開催、みなと市民セミナー2回開催】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れました。

【6校326名】

○スキルラボを活用し、地域医療機関も含めた医療従事者に対する実践的な臨床医療技術の訓練や習得、向上を図りました。

【評 価】

基本協定第16条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組について、医療事故の発生については、病院全体として重く受け止め、再発防止のための取組を今後も着実に実行し、同様の事故が二度と発生しないよう管理を徹底していく必要があります。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第17条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

【評 価】

基本協定第17条に基づく利用料金については、収受や手続など規定どおりに実施していると認めます。

(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第18条）、管理の原則（基本協定第19条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第20条）に関する取組

必要な有資格者を配置するなど、施設等の維持管理が適正に行われています。また、改良・改修工事の実施に当たっては、本市との協議・承認を得て実施しました。

【主な取組状況】

○改良工事については、吸収式冷凍機冷却塔充填材更新、吸収式冷凍機及び発電機用水道メーターの更新を実施しました。

○改修工事については、心臓カテーテル室機器更新に伴う室内改修、敷地内の屋外サイン改修、3階医局室内レイアウト変更、3階第三医局レイアウト変更（仮眠室増設）を実施しました。

【評 価】

基本協定第18条、第19条、第20条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）及び物品の管理（基本協定第 22 条）に関する取組

港湾病院から移設された医療機器等については、適正な管理がなされており、廃棄の際にも適正な報告がなされ、適正に管理されています。

【評 価】

基本協定第 21 条及び第 22 条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(8) 目的外使用に関する取組（基本協定第 23 条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、横浜市病院経営局公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

【評 価】

基本協定第 23 条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(9) 受託研究に関する取組（基本協定第 24 条）

治験審査委員会や臨床試験管理センターを設置して、適正に取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 24 条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第 25 条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力しています。

【評 価】

基本協定第 25 条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績			点検結果																																					
基準書	項目数	協定又は基準書の内容				実施状況	○の数																																				
			みなと赤十字病院（法人）の損益計算書 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>25年度</th> <th>増▲減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益</td> <td>18,045,673 千円</td> <td>17,667,360</td> <td>378,313</td> </tr> <tr> <td>医業費用</td> <td>18,347,051 千円</td> <td>17,300,161</td> <td>1,046,890</td> </tr> <tr> <td>医業収支</td> <td>▲ 301,378 千円</td> <td>367,199</td> <td>▲ 668,577</td> </tr> <tr> <td>医業外収益</td> <td>768,256 千円</td> <td>772,205</td> <td>▲ 3,949</td> </tr> <tr> <td>医療社会事業収益</td> <td>13,670 千円</td> <td>16,800</td> <td>▲ 3,130</td> </tr> <tr> <td>医業外費用</td> <td>327,486 千円</td> <td>399,579</td> <td>▲ 72,093</td> </tr> <tr> <td>医療奉仕費用</td> <td>136,712 千円</td> <td>137,467</td> <td>▲ 755</td> </tr> <tr> <td>事業損益</td> <td>16,350 千円</td> <td>619,158</td> <td>▲ 602,808</td> </tr> </tbody> </table>				26年度	25年度	増▲減	医業収益	18,045,673 千円	17,667,360	378,313	医業費用	18,347,051 千円	17,300,161	1,046,890	医業収支	▲ 301,378 千円	367,199	▲ 668,577	医業外収益	768,256 千円	772,205	▲ 3,949	医療社会事業収益	13,670 千円	16,800	▲ 3,130	医業外費用	327,486 千円	399,579	▲ 72,093	医療奉仕費用	136,712 千円	137,467	▲ 755	事業損益	16,350 千円	619,158	▲ 602,808		
	26年度	25年度	増▲減																																								
医業収益	18,045,673 千円	17,667,360	378,313																																								
医業費用	18,347,051 千円	17,300,161	1,046,890																																								
医業収支	▲ 301,378 千円	367,199	▲ 668,577																																								
医業外収益	768,256 千円	772,205	▲ 3,949																																								
医療社会事業収益	13,670 千円	16,800	▲ 3,130																																								
医業外費用	327,486 千円	399,579	▲ 72,093																																								
医療奉仕費用	136,712 千円	137,467	▲ 755																																								
事業損益	16,350 千円	619,158	▲ 602,808																																								
		2 乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。	36科 内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、緩和ケア内科、リウマチ科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、乳腺外科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科			○																																					
2 検診(14条)																																											
検診	2	乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。	26年度は、がん検診（肺、胃、大腸、子宮、乳）4,059件、P S A検査471件、肝炎ウイルス検査128件、健康診査1,340件を実施した。			○	2																																				
		2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。	26年度は、1日ドック1,575件、2日ドック262件を実施した。			○																																					
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。																																											
24時間365日の救急医療	第2-1	5 (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。	平成21年4月1日に救命救急センター指定 <H26年度実績>救急患者数23,913人、救急車搬送実績12,701人（うちドクターヘリ2人）、うち入院患者3,904人 受入不能率0.4% ・救急外来は、24時間救急車からの連絡については救急科医師が対応し、ウォークイン患者、患者からの電話は、トリージナーズをリーダーとして配置。医師と連携をとり、救急患者の緊急性に応じ適切に対応している。また、緊急心臓カテーテル、各種アンギオ、緊急内視鏡の24時間対応が即時に可能な体制を取っており、そのための教育を行っている。 ・平成25年度から院内救急サポートチームを立ち上げ、職員のスキルの向上、救命率の向上を図った。 ・緊急手術に速やかに対応するため、手術室看護師の平日夜勤体制を試行中。			○	5																																				
		(2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。	常勤医師 8名			○																																					
		(3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。	救急部2名に加えて専門科系を含む診療科医師の当直及びオンコール体制の実施			○																																					
		(4) 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。	・常勤5名、非常勤6名 ・休日、夜間はオンコール体制			○																																					
		(5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。	平成17年度から参加している。			○																																					

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果		
	基準書	項目数 協定又は基準書の内容		実施状況	○の数	
小児救急医療	第2-2	6	(1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。	平成17年度から参加している。 患者数3,369人（うち入院患者数447名、救急受け入れ件数675件）	○	6
		(2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。	小児科医の当直ラインを365日「救急担当」と「NICU担当」に分けて、2列で実施している。	○		
		(3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。	3床確保している。	○		
		(4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。	常勤12人	○		
		(5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。	常勤12人、非常勤10人	○		
		(6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。	小児救急拠点病院に指定されている。	○		
二次救急医療	第2-3	5	(1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。	二次救急取扱患者数19,465人	○	5
		(2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 内科の外来救急患者の診療にあたる医師1名+内科・外科各1名以上の医師を配置している。 外科については、一般外科医師の配置、または、外科系医師が当直したうえで、一般外科医師又は消化器外科医師によるオンコール体制をとっている。 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務員を配置するとともに、医師と看護師のオンコール体制をとっている。 	○		
		(3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。		○		
		(4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。	○			
		(5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制（脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科））に協力すること。	横浜市疾患別救急医療体制に参加している。（患者内訳：内科4,339人、外科2,080人、救急科7,885人、小児科3,266人、その他1,895人）	○		
周産期救急医療	第2-4	5	(1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○	5
		(2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること（人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。）。	<ul style="list-style-type: none"> 18年4月から参加している。（18年3月31日県通知） 23年7月にNICU（6床）施設基準を取得した。 24年7月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた。 	○		
		(3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受け入れ等を行うこと。	母体搬送受入基準：妊娠30週以降、推定体重1250g以上 <ul style="list-style-type: none"> 母体搬送受入数 23人 新生児搬送受入数7人 	○		
		(4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医（常勤6人、非常勤3人、夜間休日常勤者1人、オンコール1人） 小児科医（常勤12人、非常勤10人、夜間休日常勤者2人） 	○		
		(5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとする。	24時間365日の体制で当直を組み、緊急手術をいつでも対応できる体制を取っている。	○		

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	〇の数
精神科救急医療	第2-5	5 (1) 夜間・休日・深夜の救急患者（二次・三次）の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。	・19年10月から精神科救急医療システム（基幹病院）に参加している。 ・保護室3床確保 ・26年度は39件（二次13件 三次26件）受け入れた。	○	5
		(2) 受入時間帯において、精神保健指定医を配置すること。	精神保健指定医を5名配置している。	○	
		(3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。	応需日は夜勤看護師を4名配置している。	○	
		(4) 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。	専任の精神保健福祉士を3名配置している。	○	
		(5) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとする。	精神病棟入院基本料10対1の看護配置で3人夜勤・変則二交替の勤務体制をとり、精神科救急・身体合併症患者の受け入れに対応している。H22年1月から精神科救急・合併症入院料の算定を開始した。	○	
精神科合併症医療	第2-6	3 (1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。	H19年6月から、身体合併症患者の受け入れを開始。26年度実績66件。	○	3
		(2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。	年間確保病床数：3,650床(365日×10床)	○	
		(3) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとする。	・精神保健指定医5人配置。 ・病棟看護師27人、看護助手2人、病棟クラーク1人を配置している。 ・精神保健福祉士は3人配置している。	○	
緩和ケア医療	第2-7	6 (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。	延べ入院患者数6,817人、平均在院日数30.0日	○	6
		(2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。	・緩和ケアプログラムに準拠するマニュアルを策定し、それに基づきケアを提供している。 ・マニュアルの名称「横浜市立みなと赤十字病院緩和ケア医療マニュアル」平成17年5月策定、平成17年8月一部改正	○	
		(3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。	施設基準取得(緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料)（平成18年8月取得）	○	
		(4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。	《緩和ケア病棟》 常勤医師1人、非常勤医師2人、看護師23人、クラーク1人、看護助手2人を配置 《緩和ケアチーム》 専任緩和ケア医師1人、専任精神科医師1人、がん性疼痛看護認定看護師1人、がん看護専門看護師1人、緩和ケア専任薬剤師1人	○	
		(5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を助成し、在宅緩和ケアを実施すること。	・退院患者231名中23名が在宅へ ・往診医、訪問看護ステーション、ケースワーカーなどと調整して、在宅療養の支援をした。 ・緩和ケアチームへの依頼数 (26年度依頼実績：新規106件、継続6件、延件数1,513件)	○	
		(6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。	平成26年度ボランティア登録者数 125人（音楽会年4回開催・病棟での季節行事協力・図書整理及び環境整備・がんサロンへの協力） ①患者満足度調査の実施、評価。②みなとセミナー、緩和ケア講演会の実施。③緩和ケア研修会の実施。④自動販売機の導入。⑤絵画等の展示。⑥ガーデニング。 がん患者のための「みなとサロン」をH25.4.1に開設。	○	

指定管理業務に関する規定		平成26年度実績	点検結果		
基準書	項目数		実施状況	〇の数	
アレルギー疾患医療	第2-8	10 (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。	アレルギー学会認定の専門医を含む医師3名をアレルギー科に常勤配置している。	○	10
		(2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。	アレルギーセンター運営委員会をH22から設置している。	○	
		(3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等）と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・7診療科（アレルギー科、小児科、皮膚科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、眼科、膠原病・リウマチ内科）による横断的なアレルギー診療を実施している。 ・7診療科合同カンファレンスを12回開催した。 ・喘息カンファレンスを6回、食物・薬物アレルギーカンファレンスを6回開催した。 	○	
		(4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。	救急部と連携し対応している。	○	
		(5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。	H26年度は、保育士、幼稚園教諭、教員等を対象とした食物アレルギーに関する講演・研修会46回、市民フォーラム2回、成人喘息教室3回、小児喘息教室3回、リウマチ教室5回、成人・小児喘息相談23回、夏期小児喘息・アレルギーキャンプを実施した。	○	
		(6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県内7箇所を設置している気象測定装置の花粉飛散情報等をホームページで引き続き発信している。 ・100人以上の成人・小児喘息患者に「喘息予報」を配信している。 	○	
		(7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。	小児アレルギーエデュケーターの資格を取得した看護師2名を配置している。	○	
		(8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国立相模原病院と連携し、花粉・粉塵の気象観測装置を用いた環境データ解析によるアレルギー疾患の予防に関する臨床研究を実施している。 ・粉塵、花粉の飛散や気象状況を、市内6か所、市外1か所に設置した観測機器でモニターし、環境因子の影響を研究するとともに、花粉の飛散情報等を市民にメール配信している。 ・平成26年度アレルギー疾患に関する論文18編、学会発表25回、新薬開発治験10件、自主臨床研究22件 	○	
		(9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。	横浜みなと免疫アレルギー免疫講演会、みなとセミナー、アレルギー疾患の病診連携を考える会を開催した。	○	
		(10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。	資料・文献を適切に保管している。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
障害児者合併症医療	第2-9	6 (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児(者)が適切な医療を受けられる体制を整えること。	人員体制 医師(小児科部長、6診療科の担当医) 理学療法士:1人 看護師:1人 医療ソーシャルワーカー:2人 事務:2人	○	6
		(2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。	横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムにおいて9名の受け入れを行った。	○	
		(3) 障害児(者)及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。	・平成26年度は、地域活動ホームへの院外研修を実施した。(5人参加、12/2、12/3) ・総務課と医療社会事業課の職員2名で横浜療育センターへ施設見学を実施した。	○	
		(4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。	障害児者医療検討委員会を開催した。 (3回開催:7/30、10/29、2/25)	○	
		(5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児(者)の緊急診療(入院を含む。)にできる限り対応すること。	H26年度実績:入院患者延人数 260人、入院患者実人数 12人、患者1人当たりの入院回数 1~5回、入院患者の年齢 2~40歳	○	
		(6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。	港湾病院からの継続患者4名の診療を行った。また、横浜療育医療センター・訪問の家「朋」等との医療連携や家族支援を実施した。	○	
災害時医療	第2-10	7 (1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。	第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づき、旅客船事故を想定して海上保安庁のヘリコプターによる、みなと赤十字病院ヘリポートから海上沖合の船舶への救護班の搬送訓練を実施した。(平成26年10月) 病院独自の災害対策の他、日本赤十字社神奈川県支部、関係機関と連携し、災害対応能力の向上に努めた。	○	7
		(2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。	アクションカード、非常時連絡網を整備している。	○	
		(3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。	災害救護訓練、研修会に参加した。 ・国・県・市との連携によるものへの参加(16回) ・日本赤十字社内(他病院との連携含む。)で行ったもの(29回) ・日本DMATによるものへの参加(2回)	○	
		(4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。 ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用 イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備 ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備	日赤業務無線機等14台、衛星電話1台(院内設置)、衛星携帯電話2台(可搬型1台、救急車積載1台) 自家発電設備3基(連続運転168時間=7日)、旧港湾病院看護師宿舎跡地に防災備蓄庫を整備 救急車2台、災害救護車両1台、救護班用医療セット2式、DMAT標準医療資機材1式、簡易ベッド(540台)、NBC災害除染セット1式、エアーテント1式、イージーアップテント2式、発電機7台、非常用飲料水(500ml)4,111本 平成26年度は耐候性に優れたドラッシュテント1式を導入	○	
		(5) 「神奈川県医療救護計画(平成8年9月)」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。	神奈川県災害医療拠点病院の機能を備えている。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
		<p>(6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。</p> <p>なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。</p> <p>ア 被災地からの重症傷病者の受入れ</p> <p>イ 被災地区への医療チームの派遣</p> <p>ウ 臨時的な傷病者の拡大収容</p> <p>エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）の備蓄</p> <p>(7) 軽油7日分 約130,000リットル</p> <p>(イ) 水7日分 約1,800,000リットル</p> <p>オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用</p>	<p>常備救護班7班の他、神奈川DMAT2チーム、日本DMAT隊員10名（医師4名、看護師4名、業務調整員2名）、神奈川DMAT-L1チーム、神奈川DMAT-L隊員5名（医師1名、看護師2名、業務調査員2名）</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>軽油7日分 約13万リットル</p> <p>飲料水7日分 約180万リットル</p>	○	
		<p>(7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄</p> <p>イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保（最低3日分程度）</p> <p>ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ</p> <p>エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施</p> <p>オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上）</p> <p>カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備</p>	<p>患者、職員用食料3日分 9,000食</p> <p>通常使用医薬材料 最低3日分</p> <p>該当なし</p> <p>・九都県市合同防災訓練（8月30日）、・航空機事故対処総合訓練（東京国際空港）（10月16日）、・DMAT関東ブロック訓練（12月11日）等に参加</p> <p>・レベルⅡ災害救護コース研修会（6/27、8/28、10/7）</p> <p>・災害時通信訓練（7/11、8/11、9/11、11/11、12/11、1/13、2/12、3/11）</p> <p>・ドラッシュテント設営訓練（8/14、8/15、2/24、2/25）</p> <p>・こころのケア研修（2/6）</p> <p>整備している。</p>	○	
市民の健康危機への対応	第2-1-1	<p>(1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事などの突発的な健康危機への対応を行うこと。</p> <p>(2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。</p> <p>(3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。</p>	<p>・横浜市新型インフルエンザ対策医療関係者協議会、同専門部会への出席（協議会メンバー：病院長、専門部会メンバー：膠原病リウマチ内科部長）</p> <p>・新型インフルエンザ等発生時における帰国者・接触者外来の開設に関して、他病院の訓練を視察、また、みなと赤十字病院でも訓練を実施</p> <p>・新型インフルエンザ対策として、電動ファン付呼吸用防具、非接触型体温計、電子聴診器、パルスオキシメーター、ネーザルハイフローを整備</p> <p>・医療従事者予防内服用抗インフルエンザ薬約600人分を循環備蓄</p> <p>該当なし</p>	○	2

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
医療における安全管理	第3-1	9 (1) 安全管理に基づく医療の提供 ア 医療安全対策加算を受けられることができる体制とすること。 イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。 ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。 エ 医療事故が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組を行うこと。 オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。 カ 患者の診療(看護、検査及び投薬を含む。)、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。	医療安全管理委員会を設置(構成員:院長・副院長(2)・看護部長・事務部長・医師(2)・薬剤部長・医療安全推進課長、計9人) 医療安全室 (室長:医師の兼務、医療安全推進課長:専任の看護職を配置) ・医療事故の発生を受け、26年度中は事故調査委員会において、再発防止策として、運用中のマニュアルに追加して「内視鏡重症症例マニュアル」を作成することを検討し、27年6月に策定、運用を開始した。 ・医療事故の発生を受け、平成27年2月24日に外部委員を含めた事故調査委員会を設置し、原因究明及び再発防止策の検討を行った。 ・横浜市主催の安全管理者会議に出席している。 ・安全管理委員会 12回開催	○	7
		(2) 院内感染対策の実施 ア 感染防止対策加算を受けられることができる体制とすること。 イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。 ウ 院内にICT(感染対策チーム)を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。	感染防止対策加算が算定されている。 ・感染対策マニュアルを改定(27年3月) ・感染対策委員会11回(構成員:院長・看護部長・事務部長・医師(部長・医師)・薬剤部長・検査部課長・診療放射線技師・理学療法士・栄養係長・事務部課長・看護師・滅菌業者課長の計19人) ・ICTラウンドを毎週実施し、現場にフィードバックした。 ・開催回数や開催時間帯などを工夫して感染症講演会を実施し、参加率が上昇した。 ・流行性の疾患に関してはポスター掲示などで患者・面会者等にも注意喚起を行っている。	○	
医療倫理に基づく医療の提供	第3-2	6 (1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。	・26年度も患者満足度調査を実施した。患者ニーズに沿ったサービスが行えるよう、病院内で再分析を行い、院内掲示・病院ホームページに掲載する。また、患者さんからの投書「みなさまの声」を2か月ごとに分析し院内・病院ホームページに回答を掲載した。 ・安全、接遇、権利、治療等に関する研修については、随時実施した。	○	6
		(2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。	セカンドオピニオン:10件(乳腺外科4件、整形外科2件、歯科口腔外科2件、リウマチ科1件、耳鼻いんこう科1件)	○	
		(3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。	カルテ開示件数 125件	○	
		(4) 診療におけるEBMの実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。	・クリニカルパス:215本 ・院内のクリニカルパス委員会と看護部クリニカルパス委員会を中心にパスの作成、活用評価に取り組んでいる。平成26年度のパス適用率は39.2%であった。毎年パス大会を開催し、多職種での取り組みを推進している。	○	
		(5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法(施術法)及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。	医療倫理委員会審議 ・平成26年度は6回開催し、56案件を審議した。	○	
		(6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。	・委員12名のうち女性委員は1名(内部委員)。 ・外部委員は12名中2名。	○	

指定管理業務に関する規定		平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数		実施状況	○の数
地域医療機関との連携支援、地域医療の質向上のための取り組み	第3-3	8 (1) 地域医療連携室を設置すること。	○	8
		(2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。	○	
		(3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。	○	
		(4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。	○	
		(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。	○	
		(6) 臨床研修病院の指定を受けること。	○	
		(7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。	○	
		(8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。	○	
医療データベースの構築と情報提供	第3-4	6 (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。	○	6
		(2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。	○	
		(3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。	○	
		(4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。	○	
		(5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	〇の数
市民参加の推進	第3-5	(6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。	病歴室配置の診療情報管理士 8名	○	
		(1) 情報公開の推進を図ること。	カルテ開示件数 125件 患者満足度調査、みなさまの声を院内やホームページで公開する。	○	4
		(2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。	市民委員会（委員数9名）を27年3月6日（金）に開催。 （議題：みなと赤十字病院これまでの歩み、病院満足度調査、医師人事考課制度、心臓血管外科の取組等）	○	
		(3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。	平成18年8月に要綱を制定し、運営している。	○	
		(4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。	ホームページを随時更新し、患者向け広報誌を発行している。	○	
5 利用料金(17条)					
利用料金	4	甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として收受させるものとする。	平成26年度 医業収益 18,045,673,322円 ○入院収益 13,902,114,503円 ○外来収益 3,342,357,958円 ○室料差額 456,780,980円 ○その他 344,419,881円	○	4
		2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。	消費税増税による利用料金の改定を行った。	○	
		3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。	26年度減免額 7,958,500円	○	
		4 乙は、收受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。	決算報告書による報告があった。	○	
利用料金の承認手続き	第4-1	(1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。	消費税増税による利用料金の改定を行った。	○	2
		(2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。	院内掲示により告知している。	○	
利用料金の納付	第4-2	(1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。			3
		ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等とその都度請求し、納付させること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		ウ 收受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。	診療収入等について翌月末までに報告している。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
6 施設、設備等の維持管理(18条)、管理の原則(19条)					
施設設備等の維持管理	1	乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。	施設管理基準書に則り管理を実施した。	○	1
管理の原則	4	乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。	平成27年3月許可面積：食堂売店等 889.32㎡	○	4
		乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。	業者委託により、電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者、冷凍機械保安責任者、ボイラー技師などの他に、工事担任者デジタル1種、特殊建築物等調査資格者の有資格者を配置。 また、業者委託以外にも危険物取扱者、消防設備士、CE受け入れ側地扱い保安責任者、ガス溶接技能士、特別管理産業廃棄物管理責任者などの有資格者、消防技術講習、防災管理講習、エネルギー管理員などの受講修了者が課員におり、連携を取りながら施設の維持管理を行っている。	○	
		施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。	基準書に則り維持管理を実施した。	○	
		施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。	指定管理者が負担した。	○	
施設の維持・管理	第5-1	(1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。	定期点検保守業務計画書に基づく管理の実施 ・ 家用発電設備保守及び定期点検 ・ 冷却塔設備保守及び水質管理 ・ 昇降機設備保守及び定期点検 など	○	4
		(2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。		○	
		(3) 病院施設として予防保全に努めること。		○	
		(4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。		○	
市立病院としての取組	第5-2	(1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公設施設として協力すること。	認証は取得していないが、省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組んでいる。	○	3
		(2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。	医療系産業廃棄物処理については23年4月から電子マニフェストを導入している。	○	
		(3) ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。	適切に処理を行った。	○	
7 施設等の改良、改修及び保守・修繕(20条)					
施設等の改良、改修及び保守・修繕	4	施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。	①吸収式冷凍機充填材の更新等 ②吸収式冷凍機及び発電機用水道メーター更新	○	3
		施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。	① 3階心臓カテーテル室機器更新に伴う室内改修 ② 敷地内屋外サイン改修 ③ 3階医局室内改修 ④ 3階第三医局・仮眠室増設	○	
		施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。	必要に応じ修繕を実施している。	○	
		前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。	該当なし	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	〇の数
8 物品の移設(21条)及び管理(22条)					
物品の移設	2	乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品(以下「甲の物品」という。)を、みなと赤十字病院に移設するものとする。	17年度に実施済み	○	2
		2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。		○	
物品の管理	4	乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。	財産台帳を整備し、保守、修理履歴等の管理を行っている。	○	2
		2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。			
		3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。	患者監視装置(固定資産番号409048 日本コーリン製 10月廃棄) 気管支ビデオスコープシステム(固定資産番号412068 PENTAX製 11月廃棄) ビストルグリップハンドピース(固定資産番号413041 スミアントネュー製 12月廃棄) 患者保温システム(固定資産番号414037 エムイテック製 10月廃棄)	○	
		4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。	該当なし		
9 目的外使用(23条)					
目的外使用	1	乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程(平成17年3月病院経営局規程第29号)第7条の規定に基づく使用許可(以下「目的外使用許可」という。)の申請を行わなければならない。	平成27年3月許可面積: 食堂売店等 889.32㎡	○	1
10 受託研究(24条)					
受託研究	2	乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等(以下「受託研究」という。)を行うことができる。	26年度新規治験: 14件 医師主導の臨床研究: 57件 医薬品の治験(受託件数: 26件、市販後調査: 70件)	○	2
		2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。	臨床試験管理センターの設置(副センター長: 薬剤師、治験担当薬剤師 各1名、治験担当事務 2名) 治験審査委員会 11回開催		
11 院内学級(25条)					
院内学級	1	乙は、横浜市立二ツ橋養護学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。	学校名「横浜市立二ツ橋養護学校」を「横浜市立浦舟特別支援学校」に改正し、分教室として設置。	○	1
合計	評価対象項目数	133	26年度評価対象項目数	129	127

平成26年度 決算概要(みなと赤十字病院)

1 経常収支の状況

(単位:千円、税抜)

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	(%)
みなと赤十字病院 事業収益	2,763,095	1,574,921	1,188,174	75.4
医業収益	65,748	60,328	5,420	9.0
入院収益	-	-	-	-
延患者数	194,773人	195,112人	△ 339人	△ 0.2
1日平均患者数	534人	535人	△ 1人	△ 0.2
診療単価	71,376円	70,117円	1,259円	1.8
一般病床利用率	86.4%	86.4%	-	-
外来収益	-	-	-	-
延患者数	281,169人	272,829人	8,340人	3.1
1日平均患者数	1,152人	1,118人	34人	3.0
診療単価	11,887円	11,847円	40円	0.3
診療日数	244日	244日	-	-
室料差額収益	-	-	-	-
一般会計負担金	65,748	60,328	5,420	9.0
医業外収益	2,697,347	1,514,593	1,182,754	78.1
一般会計負担金	737,709	758,295	△ 20,586	△ 2.7
一般会計補助金	31,036	39,938	△ 8,902	△ 22.3
国庫・県補助金	52,055	53,445	△ 1,390	△ 2.6
長期借入金戻入等	1,180,867	-	1,180,867	皆増
指定管理者負担金	662,476	624,644	37,832	6.1
共通経費負担金	9,000	9,000	-	-
その他	24,204	29,271	△ 5,067	△ 17.3
特別利益	-	-	-	-

	26年度 決算額	収益比 (%)	25年度 決算額	収益比 (%)	増△減	(%)
みなと赤十字病院 事業費用	2,813,403	-	2,904,289	-	△ 90,886	△ 3.1
医業費用	1,984,579	-	2,038,295	-	△ 53,716	△ 2.6
経費	432,298	-	439,752	-	△ 7,454	△ 1.7
政策的医療交付金	331,572	-	326,911	-	4,661	1.4
国庫補助金	9,307	-	10,802	-	△ 1,495	△ 13.8
県補助金	42,748	-	42,643	-	105	0.2
利子補助	31,036	-	39,938	-	△ 8,902	△ 22.3
その他	17,635	-	19,458	-	△ 1,823	△ 9.4
減価償却費等	1,552,281	-	1,598,543	-	△ 46,262	△ 2.9
医業外費用	828,824	-	865,994	-	△ 37,170	△ 4.3
支払利息及び諸費	708,156	-	739,868	-	△ 31,712	△ 4.3
長期前払消費税償却	119,389	-	119,389	-	-	-
控除対象外消費税	1,279	-	6,737	-	△ 5,458	△ 81.0
その他	-	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-	-

※収益比(対医業収益比率)・・・各費用÷医業収益(一般会計繰入金を除く)

経常収支	△ 50,308	△ 1,329,368	1,279,060
※一般会計繰入金を除く経常収支	△ 884,801	△ 2,187,929	1,303,128
医業収支	△ 1,918,831	△ 1,977,967	59,136
資金収支①	439,986	388,563	51,423
純損益	△ 50,308	△ 1,329,368	1,279,060

2 資本的収支の状況

(単位:千円、税抜)

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	(%)
みなと赤十字病院 事業資本的収入	1,379,689	1,493,258	△ 113,569	△ 7.6
企業債	-	135,000	△ 135,000	皆減
一般会計出資金	1,154,566	1,133,136	21,430	1.9
一般会計補助金	225,123	225,122	1	0.0
国庫・県補助金その他	-	-	-	-

	26年度 決算額	収益比 (%)	25年度 決算額	収益比 (%)	増△減	(%)
みなと赤十字病院 事業資本的支出	1,738,532	-	1,828,544	-	△ 90,012	△ 4.9
建設改良費	6,682	-	128,840	-	△ 122,158	△ 94.8
施設整備工事費	6,682	-	128,840	-	△ 122,158	△ 94.8
固定資産購入費	-	-	-	-	-	-
企業債償還金	1,731,850	-	1,699,704	-	32,146	1.9
その他	-	-	-	-	-	-

資本的収支②	△ 358,843	△ 335,286	△ 23,557
※一般会計繰入金を除く資本的収支	△ 1,738,532	△ 1,693,544	△ 44,988
資金収支①+②	81,143	53,277	27,866

3 一般会計繰入金の状況

(単位:千円、税抜)

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	(%)
一般会計繰入金	2,214,182	2,216,819	△ 2,637	△ 0.1
収益的収入	834,493	858,561	△ 24,068	△ 2.8
資本的収入	1,379,689	1,358,258	21,431	1.6

みなと赤十字病院の収支の仕組み（利用料金制）

横浜市の病院事業会計

指定管理者
日本赤十字社の会計

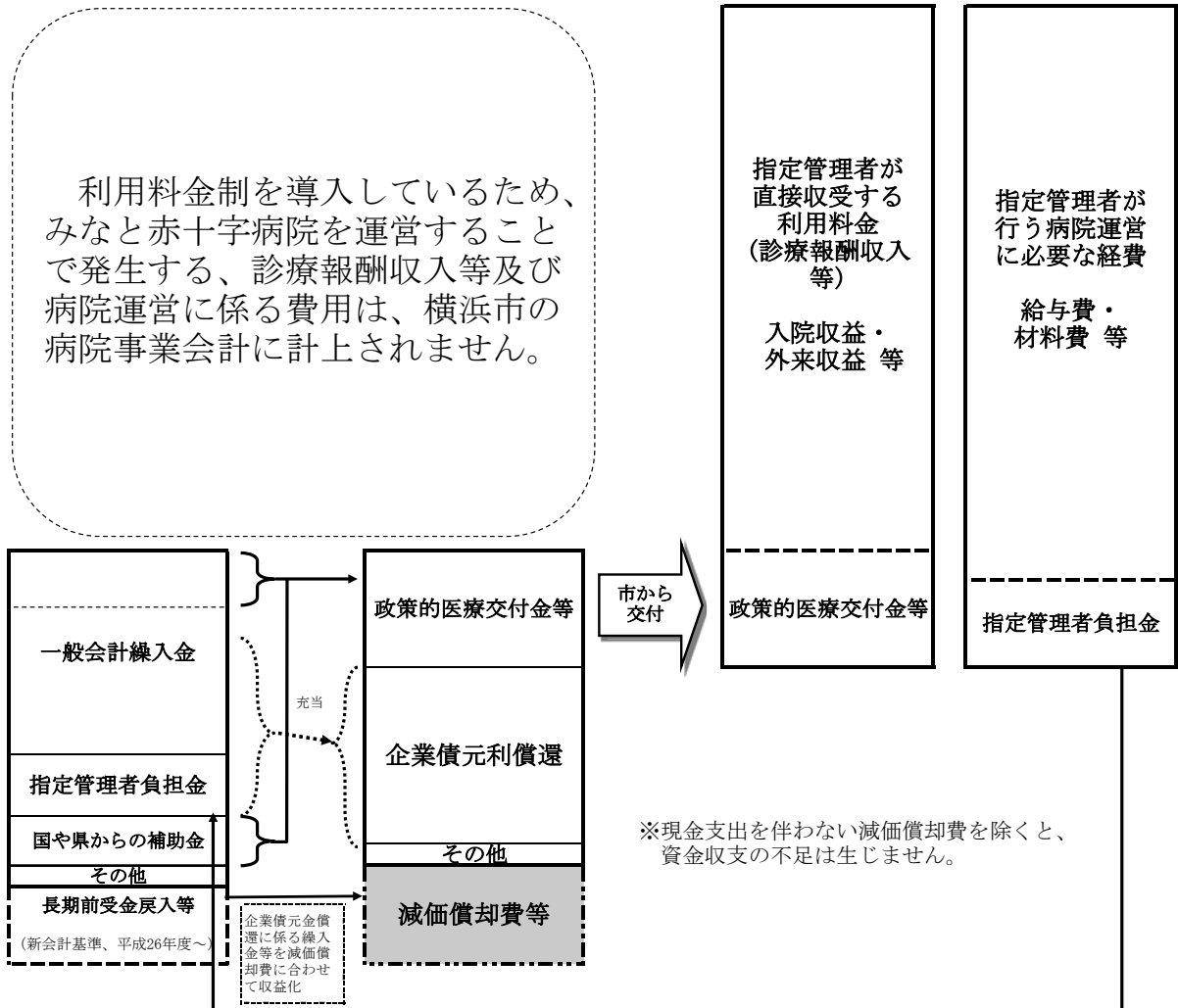
(収入)

(支出)

(収入)

(支出)

利用料金制を導入しているため、みなと赤十字病院を運営することで発生する、診療報酬収入等及び病院運営に係る費用は、横浜市の病院事業会計に計上されません。



※指定管理者負担金の考え方

指定管理者負担金については、仮に民間病院が、現在のみなと赤十字病院と同規模の病院を建設した場合にかかる建設費用を平均建築単価から算出した上で、減価償却費相当分として金額を決定したものです。

また、当該病院の医業収益が、標準医業収益額を上回った場合には、上回った額の10分の1を指定管理者負担金に加算します。

病院事業会計上は、指定管理者負担金を基本的に企業債の償還財源に充てており、見かけ上、減価償却相当分が赤字となっています。

